

多賀城市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年3月20日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 実施した監査の対象

- (1) 保健福祉部所管出先機関
- (2) 教育委員会事務局所管教育機関

2 監査結果の報告日 平成30年2月26日

3 措置状況の報告があった日

- (1) 保健福祉部所管出先機関 平成30年3月14日
- (2) 教育委員会事務局所管教育機関 平成30年3月16日

4 監査結果の報告内容及びそれに対する措置状況

別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査対象部署 児童発達支援センター
- 3 監査実施日 平成30年2月5日
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■利用料徴収事務の再委託について</p> <p>私人に委託された利用料の徴収事務が第三者に再委託されている。地方自治法第243条では私人に公金を取り扱わせることを禁止しているが、地方自治法施行令第158条第1項では例外的にこれを可能としているものである。これらの規定の趣旨からすると、私人に委託された徴収事務を別の私人へ再委託することは適切ではないと考えられる。</p>	指摘を踏まえ、平成30年4月分から市が直接徴収することとします。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査対象部署 子育てサポートセンター
- 3 監査実施日 平成30年2月5日
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■公金の払込について</p> <p>使用料の徴収事務が私人へ委託されているが、公金の払込を月2回としていた。多賀城市会計規則第34条第2項では、徴収受託者は「速やかに」払込みをすることとされているものの、会計管理者への口頭による協議により、公金の払込を月2回としていたものである。この場合、会計管理者への協議は、口頭ではなく文書により行われるべきである。</p>	<p>多賀城市会計規則第34条第2項では、収入事務受託者は「速やかに」払込みをすることとされていることについて、平成28年度から子育てサポートセンターで公金を払い込むに当たり、会計課と協議の上、事務の効率なども考慮いただき、月2回の払込としていたものであるが、指摘事項を踏まえ、平成30年度から、文書で協議を行うこととする。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査対象部署 高崎中学校
- 3 監査実施日 平成30年1月25日
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■理科薬品の管理について</p> <p>保有している理科薬品の数量、使用日時、残量等が記録されていない。文部省の平成12年1月11日付の通知「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」では、毒劇物の使用量及び在庫量を把握するために管理簿等を備え、品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量を適切に記載することとなっている。同通知に基づいて、理科薬品の適正な管理をして頂きたい。</p>	<p>監査結果内容の指摘を真摯に受け止め、早速理科薬品の備品台帳を作成した。今後は、薬品庫の脇に備品台帳を備え付け、品名、数量、取得年月日、使用料、使用目的、使用者及び残量を適切にその都度記載していくことにした。</p> <p>また、備品台帳のチェック体制を確立し、学期ごとに点検していき、適正な管理に努めていきたい。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査対象部署 学校給食センター
- 3 監査実施日 平成30年1月31日
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>■学校給食費の取扱いについて</p> <p>学校給食費については、年度当初に市長名で保護者あてに納入通知が行われていることから、公会計処理されているものである。したがって、私人である学校長に保護者から給食費を徴収させていること及び徴収した給食費を学校長の口座で管理させていることは、私人に公金を取り扱わせることを禁止している地方自治法第243条に違反するものである。</p>	<p>■学校給食費の取扱いについて</p> <p>学校給食費の取扱いについては、これまで文部省(現在の文部科学省)の通達により、校長が学校給食費を取り集め、これを管理することは差し支えない(昭和32年12月18日委管77号)により業務が遂行され、昭和39年7月16日委体34号では市町村の予算に計上し、処理することは差し支えないの通達により、市においても予算に計上されたが校長が学校給食費を取り集め、これを管理することは継続されてきたものです。</p> <p>現在、過年度学校給食費を支払わない保護者の中で悪質な方に対して、市では裁判所に対して訴訟の提起を行ってしていますが学校給食費の債権者は、市であることから学校給食費の取り集め、管理も市で行うよう文部科学省で次年度策定予定の学校給食費徴収方法のガイドラインの内容を確認し、学校給食センターの役割を学校の指導担当主管課の学校教育課と調整し、対応してまいります。</p>